

第107回 新宿区住居表示審議会

平成27年8月28日(金)

四谷地域センター

12階 多目的ホール

新宿区地域文化部地域調整課住居表示係

午前9時半開会

1. 開会（合同）

● 事務局

本日は、ご多忙のおり、住居表示審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。私は地域調整課長の木内です。開会に先立ちまして、最初に資料の確認をいたします。本日の次第、資料①としまして新宿区住居表示審議会条例、資料②としまして新宿区住居表示実施図、資料③としまして新宿区住居表示審議会基本委員名簿、資料④としまして坂町地域地元委員名簿を机上配付しております。

続きまして、本日の審議会の進め方をご説明いたします。次第に沿いまして、議題①の四谷坂町地域の住居表示実施についてご報告いたします。質疑の後、坂町の地元委員の方々は地元委員の任が解かれますので、ご退席いただきます。続いて基本委員の審議会となり、議題②の町区域の変更について御審議いただきます。この後暫時休憩し、本塩町地域地元審議会委員の委嘱式を行います。その後は再び合同の審議会となりまして、議題③の区長から本塩町地域の住居表示について諮問を受けていただき、次に議題④の本塩町地域の進め方について質疑を行い、終了です。なお、議題により委員が入れ替わりますので、議題関連資料はその都度事務局職員が配付させていただきます。

では、会長、お願いいたします。

● 会長

皆様おはようございます。本日は早朝から大変お忙しいなかご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は議題がたくさんありますので、質問や意見については、簡潔にお願いいたします。

それでは、これより第107回新宿区住居表示審議会を開会いたします。

2. 区長挨拶

● 会長

はじめに吉住区長よりご挨拶申し上げます。区長、お願いいたします。

● 区長

皆様、おはようございます。前回の審議会でご答申をいただきました坂町地域の住居表示ですが、地元委員をはじめ、地域の方々のご協力により、本年7月21日に無事実施することができました。坂町地域の地元委員の皆様におかれましては、平成25年8月より今日まで、何かとご苦勞をおかけしたことと思います。本日の審議会をもって地元委員の皆様にご議論いただく議題は終了いたしますが、本当にありがとうございました。

本日の2つ目の議題であります四谷駅前再開発事業につきまして、再開発協議会から、町の区域変更の要望書の提出がありました。住居表示実施には大変時間もかかる

ことから、再開発事業の進捗に支障をきたすこととなりますので、住居表示とは切り離して実施したいと考えております。また、四ツ谷駅の北側に位置する外濠公園においては、古くから四谷一丁目の住所を用いた建物が複数存在しています。この地域における歴史的経緯などを踏まえて、公園内における町区域変更についてもあわせて実施したいと思っております。

3つ目の議題として、本塩町地域における住居表示の実施でございます。前回坂町に遅れる形で再開発事業のスケジュールをにらみながら趣旨普及を進めることをご報告していましたが、平成26年11月以降、町会役員等との意見交換、住居表示ニュースの発行、地域説明会の開催と、住居表示の実施に向けた準備を進めてまいりました。本日の審議会では、本塩町地域の住居表示実施素案を検討する地元委員の委嘱と諮問を行いたいと考えています。

新宿区の住居表示につきましては、合理的でわかりやすいこととともに、地域の歴史的沿革や町のコミュニティへの影響等も十分に考慮しながら、進めていきたいと思っております。審議会では、それぞれのお立場から積極的なご意見を頂ければと思います。どうかよろしくお願いいたします。

- 会長

区長、ありがとうございました。

続きまして、定足数の確認をします。この審議会は、合同の審議会ですので、基本委員15名、坂町地域地元委員10名の計25名で構成されています。本日は、17名にご出席をいただいております、会議は有効に成立しています。

3. 議題1 四谷坂町地域の住居表示実施について（報告）

- 会長

では早速審議に入りたいと思っております。四谷坂町の住居表示実施の報告について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局

それでは、四谷坂町地域の住居表示の実施について報告いたします。ただいま、議題1の資料と四谷坂町住居表示新旧対照案内図をお配りいたしました。資料にそってご説明いたします。

1番の四谷坂町の町の区域でございますが、新旧対照案内図のとおりです。後程案内図をご覧になっていただければと思います。

2番の新しい町の名称ですが、四谷坂町となりました。

3番の実施期日は平成27年7月21日でございます。

4番の町の規模ですが、記載のとおりです。ご確認いただければと思います。

5番の経過ですけれども、平成25年6月10日住居表示ニュース第1号から記載していますが、5段目の平成26年7月16日第106回審議会までは前回の審議会

ご報告していますので、答申から後の主な経過をご報告いたします。第106回審議会の翌日平成26年7月17日から町名と町区域の案の公示を行い、同年10月10日に第3回区議会定例会で議決されております。その後、事務的な建物調査や居住者調査を進めまして、その後下から3行目になりますが、5月26日からは坂町の皆さんに通知書等の配付を行いました。あわせて6月17日及び20日に住居表示手続き説明会を開催しました。そして、平成27年7月21日に予定通り住居表示を実施いたしました。

6番の付定建物数は、1番街区から12街区まで記載のとおりでございまして、計411棟について付定したところでございます。

7番の坂町地域におけるフロンテージの特例ですが、坂町地域では、袋小路にフロンテージを入れることにより、同一住居番号は最大でも3棟という形に整理をしております。結果、わかりやすい住居表示になったものと考えています。

8番の決定通知書の配付数ですが、世帯と法人は記載のとおりで計1,842件です。1世帯1法人につき10通交付しています。報告は以上です。

- 会長

報告については以上ですが、質疑の前に地元委員を代表してA委員から一言お願いいたします。

- A委員

坂町地域地元審議会のAです。地元審議会の会長を務めましたので、代表して私から一言申し上げます。

最初に区の方から坂町町会に住居表示についてお話があったのは、もう6年も前になります。最初は合理的な町の区域ということで、本塩町と坂町が入り組んでいるところがあるので、坂町の一部が坂町ではなくなるかもしれないというお話でしたので、住居表示の必要性は感じて、町会はどうなるのだろうか、お祭りはどうなってしまうのだろうかと不安でした。2年前に、区がルールを変更して、坂町だけで町の区域の変更をしないで住居表示の実施ができるようになり、町会の活動等これまでの地域コミュニティに配慮していただいて、ようやく検討に入ることができました。

地元審議会では、いろいろな意見がありましたが、お互いに丁寧に聞いて、積極的に意見交換をしながら、最後に採決をとるように進めてきました。

今回の住居表示は、四谷坂町地域にとって、大変よいものになったと自負しております。地域の方々からも町名に四谷がついたことを、歴史的経緯からも四谷地域への愛着からも大変喜ばれていると感じています。これからは、住所の不便が解消され、緊急時の対応も容易になり、より安心して生活できるようになると思います。また、住居表示が7月21日に実施されましたが、その後大勢の方から喜びの声を聞いております。

この四谷坂町の住居表示実施の趣旨が、他の未実施地域にも広がればよいなと思って

います。ありがとうございました。

- 会長

ありがとうございました。四谷坂町地域の住居表示実施の報告について、どなたかご質問はございますか。遠慮なくどんどん言ってください。

なければほかにご意見のある方は遠慮なく言っていただけるとよろしいと思います。ご意見がないようですので、四谷坂町地域の住居表示実施の報告の審議を終了します。

坂町の地元委員の方はこれで委員としての職が解かれることとなります。本当にありがとうございました。解職にあたり、区長から一言ご挨拶があります。

- 区長

地域の地元委員の皆様、本当に2年間ありがとうございました。精力的に皆様方にご議論いただきましたおかげで、無事に住居表示を実施することができました。今後四谷坂町の住居表示の実施に伴い、住所がわかりやすくなることなどによって、緊急車両の到着が早くなるなど、安心安全の面での課題が解消されることと思います。

また、四谷坂町の住居表示実施にあたりまして、新宿郵便局、四谷消防署、新宿都税事務所、東京法務局新宿出張所の方にも、大変ご配慮いただきました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

坂町地域はいろいろな町会活動や様々な地域団体などの活動が積極的に行われています。冒頭に委員の代表の方からもお話がありましたが、従来の地域コミュニティを失わない形で住居表示の変更が実施できたことは大変な成果であったと思います。今後とも町の発展、そして区政の運営につきましてもまたご意見をいただければありがたいと思います。2年間のご尽力に対し心から感謝を申し上げ、挨拶とさせていただきます。本当にお疲れ様でございました。

- 会長

区長ありがとうございました。

それではここで審議会を暫時休憩としまして、坂町の地元委員の方々はご退席いただきます。本当に長い間お疲れ様でした。基本委員の方々は引き続き議事がございますので、そのままお待ちください。ありがとうございました。

(約5分間 休憩)

4. 再開（基本）

- 会長

それでは、審議会を再開いたします。定足数は過半数を超えており、会議は有効に成立しております。

5. 議題2 本塩町及び四谷一丁目の町区域の変更について

- 会長

では、『議事2の本塩町及び四谷一丁目の町区域の変更について』に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします

- 事務局

それでは、続きまして私の方から議題2についてご説明させて頂きたいと思います。今、休憩中に資料の方を皆様のお手元にお配りさせて頂きました。内容につきましては、本塩町と四谷一丁目の町区域を変更するというものでございます。

資料を1枚めくって頂きますと、地図が記載されております。現在、四ツ谷駅前、旧四谷第三小学校の敷地を中心に駅前再開発事業を進めており。緑の枠で囲まれているところが再開発事業の区域となっております。こちらの緑の枠のうち、白い部分が四谷一丁目であり、オレンジの部分が本塩町となっておりますが、こちらのオレンジの部分を本塩町から四谷一丁目に町区域を編入するというものでございます。理由については後程ご説明したいと思います。

また、外堀通りを挟んで、東側のオレンジの三角形の部分があり、こちらも本塩町という地番が付いておりますが、ここも併せて四谷一丁目に編入したいと思います。大きく分けてオレンジの部分は2つありますが、まず一つ目に、四谷駅前地区市街地再開発事業に伴う町区域変更は、先ほどの大きい四角のオレンジの部分になります。こちらの区域では再開発事業が進行中ですが、平成31年10月に建物が竣工する予定でございます。

そして、資料2-1の(2)町区域変更の必要性の(ア)にありますように、本事業の区域は本塩町と四谷一丁目の二つの町区域にまたがっております。ただ、再開発事業においては、都市再開発法第75条により、一棟の施設建築物は一筆の土地となるように登記しなければならないという規定がございます。また、一筆の敷地とするためには、不動産登記法の規定により、二つの町区域をまたぐものは一筆の登記とすることはできないとされています。そのため、再開発事業の区域を四谷一丁目又は本塩町のどちらかの町に統一する必要があるということになります。先ほどの区長からのお話にもありましたが、再開発区域の地権者から構成される再開発協議会からは、再開発区域を四谷一丁目に統一してほしいという要望をいただいております。このような関係から、本事業区域の全体を四谷一丁目に統一するというところでございます。また、(イ)の住居表示の実施との関連についてですが、本塩町と四谷一丁目はともに住居表示未実施地域でございますけれども、住居表示の実施まで時間がかかり、再開発事業の進捗に支障が生じないように、町区域の変更は早急に行う必要があるということから、再開発協議会からはできれば年内に一筆の登記をしたいというお話しがございました。そのため、今回町区域変更を行うものでございます。

続きまして、資料2-1の裏面をご覧頂きたいと思います。2番の千代田区立外濠公園内とありますが、先ほどの地図では東側の三角のオレンジの部分にあたります。

こちらの外濠公園は、皆様ご存知のとおり、千代田区と新宿区にまたがるところでございます。そして、新宿区側の部分では、市谷本村町、本塩町、四谷一丁目、この三つの町にまたがっております。この外濠公園内の建物は従来から「四谷一丁目無番地外濠公園内」という住所の表示をしております、一般的に四谷一丁目として認知されているところでございます。このように申しますのも、この外濠公園の部分は、国鉄の国有地ということからかつては地番がついておりませんでした。そのため、「四谷一丁目無番地外濠公園内」という住所の表示をしております。そして、資料の下の方に地図がございますけれども、このうち土木会館は新宿区と千代田区にまたがっておりますが、新宿区側の方に出入口がございます、「新宿区四谷一丁目無番地外濠公園内」という住所を表示しております。この土木会館は昭和32年に大手町からこの場所に移転してきました。当時は、先ほど申しましたように国鉄の鉄道敷地ということで、特に地番はついておりませんでした。そして、平成5年に日本国有鉄道清算事業団がこちらの部分を本塩町24番地と登記をいたしました。今回本塩町の住居表示を進めるにあたり、土木学会にこのような経緯をお話し、本塩町の住居表示を実施した場合には、本塩町の住所になることになるということをお話ししたところ、土木学会の法人登記は四谷一丁目無番地で登記されていること、また、外濠公園から公道に出る際には四谷一丁目に出るため、昔から住所を四谷一丁目無番地外濠公園内という表示をしていることから、今回の住居表示の実施により本塩町という住所になると混乱が生じるというお話しがございました。また、市販の住宅地図においても、この区域は四谷一丁目となるように町の境界が表示されています。このような歴史的経緯を踏まえて、四谷一丁目編入することとしたいと考えてございます。

皆様には、再開発協議会と土木学会から区長あてに提出された要望書の写しを、資料としてお配りさせて頂いております。また、再開発区域の町区域変更及び外濠公園の町区域変更については、本塩町の町会役員会と四谷一丁目の町会役員会の方で説明させて頂きまして、この点についての異論はございませんでした。

それでは、議題2の資料に戻って頂きたいと思っております。本塩町の1, 2, 3, 4番地の部分が再開発事業の区域になります。そして、本塩町24番地の部分が外濠公園の部分になります。そして、アスタリスクで書いてありますが、本塩町3, 4番地の外堀通り上の道路部分は除くとあります。こちらは、実は外堀通りの中に本塩町3, 4番地の地番が付けられている部分があります。その道路部分は除き、あくまでも外堀通りの西側の部分を四谷一丁目編入するという趣旨でございます。

資料の3番の町丁目面積変更というところでございますが、0.01km²が本塩町から四谷一丁目に変更するというところでございます。そして、資料の4番の変更理由につきましても、先ほどご説明したとおりでございます。事務局からの説明は以上でございます。

- 会長

ありがとうございました。ただ今事務局からご説明がありました。どなたかご質問はございますか。四谷地区の中の町区域変更ですが、B副会長から何かご質問があるそうですので、ご質問をお願いします。

- B委員

四谷駅前の再開発協議会からの要望書には再開発区域内における住居表示実施を求める内容が書かれていますが、今後、四谷一丁目において住居表示実施の取り組みはどのように進めていくのでしょうか。それから、四谷地区を重点的に、住居表示実施をしていく予定はあるのでしょうか。

- 事務局

ただいま二点ご質問頂きました。まず、四谷一丁目の住居表示はどうするのかということ、これから四谷地区における住居表示を重点的に進めていくかということでございます。まず一点目の四谷一丁目の住居表示の実施につきましては、今後四谷一丁目には住居表示を呼びかけていきたいと思えます。ただ、本日、本塩町の住居表示の実施に関する諮問をさせて頂きますが、四谷一丁目の住居表示の実施に向けての具体的なスケジュールは、現時点のところ持っていないというのが正直なところでございます。新宿区は御承知のとおり、区内全域で住居表示を実施するということを決めてございますし、四谷坂町の住居表示が実施されましたが、まだ67町丁が住居表示未実施地域となっておりますので、積極的に今後入っていきたくて考えております。また、平成31年10月に再開発事業の建物の竣工を予定しておりますが、その後に住居表示を実施するということになると、住所の変更により区域内の方にご迷惑をおかけすることにもなりますし、再開発区域だけで住居表示を実施するわけにはいきませんし、四谷一丁目の皆様に早急に事務局の方から御相談に伺うということにしたいと思えます。これについては、また整理がつかしましたところで審議会の皆様にご案内させて頂いていただければと思えます。

また、四谷地区において重点的に住居表示の実施を進めていくかということについては、ただ今ご案内しましたように、本塩町までは具体的にスケジュールをつくってございますけれども、そのほかの町については具体的なスケジュールを持ち合わせていないというのが正直なところでございます。現在67町丁が住居表示未実施であり、これまで一つの地区を実施するのに2年から3年かかっているもので、200年かかってしまうということになります。平成25年に区のルールを改正し、これまでの町区域を変更せずに住居表示を実施できるという仕組みができましたので、町の区域を変更せずに住居表示を実施できるということになると、これまでと比べて抵抗は少ないと思えます。今後は四谷一丁目だけではなく、できれば複数の町で住居表示を進めていきたいと考えてございますので、また整理がつかしたところで関係する皆様にご相談させて頂きたいと思えます。

- 会長

ほかに質問ございませんか。はい、どうぞ。

- C委員

外濠公園の変更についても、両町会の御了解を得ているということでしたが、このような町区域変更というものはあまり耳慣れないことだと思います。一般論で構いませんので、町区域変更とはどのような場合に行うものなのかご説明頂きたいと思います。

- 事務局

一般論ということでございますけれども、法律の制度としては2つございます。まず、地方自治法に基づいて、町の区域を変更する必要があるときに一定の手続きを経て変更するもの、そして住居表示の実施に伴って町区域を変更するというものがございます。新宿区では、これまで住居表示の実施に伴って町区域変更を行った部分の方が、面積的には大きいものとなっています。ただ、住居表示に関係なく、道路拡幅によって町区域を変更した事例があります。平成に入ってから、道路拡幅による町区域変更を行っているものがあります。ただ、住民の方に直接影響のあるような町区域変更については、住居表示の実施による町区域の変更が一般的であるという風にご理解いただけたらと思います。

- 会長

他に質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。無いようでしたら、以上で議題2を終了したいと思います。

それでは、区の家をもって、了承するということにしたいと思います。これで審議会を再度暫時休憩ということにしたいと思います。休憩後の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

- 事務局

それでは、冒頭でもご案内しましたとおり、本塩町地域の住居表示について、区長から諮問させて頂くこととなりますけれども、その前に、本塩町地域の地元委員の方に入室して頂きまして、委嘱式を執り行いたいと思います。その委嘱式が終了してから、また合同の審議会を再開して頂ければと思います。本塩町地域の方は、別のフロアで待機されておりますので、入室まで少し時間がかかりますが、よろしくお願いいたします。

- 会長

それでは、休憩に入ります。

(約5分間 休憩)

6. 委嘱式（本塩町地域住居表示審議会地元委員）

- 事務局

それでは、これより本塩町地域の地元審議会の委嘱式をとり行いたいと思います。なお、地元委員のうち、齊藤委員は所用のため、本日欠席となっております。ただいまから地元委員の方々のお名前をお一人ずつお呼びいたしますので、区長から委嘱状をお受け取りください。中川甚一様。

- 区長

委嘱状、中川甚一様、新宿区住居表示審議会委員、本塩町地域住居表示地元審議会委員を委嘱します。委嘱期間、平成27年8月28日から本塩町地域の審議終了まで。新宿区長、吉住健一。よろしくお願ひいたします。

- 事務局

増井基郎様。

- 区長

委嘱状、増井基郎様。以下同文となります。

(以下名簿の順、樽木美智子様、高島好子様、難波良次様、矢代祥之様、須賀淳治様、枝浩樹様、阿部昭雄様に同様に委嘱状を交付)

- 事務局

それでは委嘱にあたりまして、区長よりご挨拶がございます。

- 区長

ただ今、本塩町地域の地元委員の皆様にご委嘱をさせていただきました。皆様には、本塩町地域の地元の代表として委員をお引き受け頂き、誠にありがとうございます。地元委員の皆様から貴重なご意見を頂きながら、住民の皆様にご納得のいただける住居表示を実行して参りたいと考えております。今回の住居表示の変更と町の区域の変更につきましては、再開発に伴うもの、これまでの歴史的な経過を踏まえて、より合理的な説明がつくもの、また、扱いやすい住居表示の実施によって緊急車両の到着が早くなるなどの利点にも考慮して頂きながら、皆様からの意見を頂きたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

- 事務局

以上をもちまして、委嘱式を終了いたします。引き続き、事務局から委員の紹介をさせていただきます。本塩町地域の地元委員の方は、委嘱にあわせてお一人ずつお名前をお読みさせていただきますので、省略させていただきます。続きまして、基本委員の方は、お一人ずつお名前をお呼びいたします。まず、会長の大崎秀雄様。

- 会長

よろしくお願ひいたします。

- 事務局

次に、副会長の犬熊勝様。

(以下名簿の順、野尻信江様、羽原清雅様、平田達様、清水靖夫様、竹之内勉様、中村廣子様、生島委員代理三岳様、佐藤俊司様、加々美委員代理横瀬様、譲原秀晃様、小

山委員代理諏訪内様、須藤様、酒井様。)

- 事務局

以上をもちまして、委嘱式を終了したいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。

7. 再開（合同）

- 会長

これより、基本委員と地元委員の合同の審議会を再開いたします。出席者は定足数の過半数を超えており、会議は有効に成立しています。

8. 議題3 本塩町地域における住居表示の実施素案について（諮問）

- 会長

それでは、続いて議題3に入ります。本塩町地域の住居表示について、区長から諮問をお願いいたします。

- 区長

新宿区住居表示審議会会長、大崎秀夫様。新宿区長、吉住健一。本塩町地域における住居表示の実施素案について。合理的でわかりやすいまちの区域を設定し、歴史的な沿革や地域コミュニティへの影響を考慮した住居表示を実施するため、本塩町地域における住居表示の実施素案について諮問いたします。なお、四谷駅前第一種市街地再開発事業に係る町区域変更により四谷一丁目に編入を予定されている部分、及び外濠公園内の本塩町24番地を除くものとします。

- 会長

ただいま、区長から本塩町地域の住居表示の実施素案について、諮問を受けました。この諮問をもとに、本塩町地域の住居表示の実施素案について、検討していくこととなります。では、議題4に入る前に、事務局より、議題2での審議を踏まえて、ただいまの諮問における実施予定区域と、これまでの本塩町地域での取り組みについて報告をお願いしたいと思います。事務局、お願いいたします。

- 事務局

それでは、私の方からご説明をさせていただきます。ただ今、区長より会長に、本塩町地域の住居表示の実施について諮問させて頂いたところでございます。基本委員の皆様には、議題2で説明している部分がございます、重複して申し訳ありませんが、しばらくお聞き頂ければと思います。

実施素案についての諮問文の写しはお手元にお配りしておりますが、四谷駅前市街地再開発事業により四谷一丁目に編入を予定されている部分及び外濠公園内の本塩町24番地にあたる部分は除くということわり書きをさせていただきました。これについては、現在四ツ谷駅前市街地再開発事業を行っている区域でございますが、こちらの区域

は本塩町と四谷一丁目をまたがっており、この部分については、都市再開発法の規定により一筆に登録しなければならないということになっております。また一方、不動産登記法の規定により、区域をまたがる場合には一筆で登記できないという規定があることから、本塩町又は四谷一丁目のどちらかの町に統一する必要があります。これを踏まえまして、再開発区域の地権者から構成される再開発協議会から、再開発区域を四谷一丁目に統一してほしいという要望が区に出されています。そして、外濠公園、四ツ谷駅を出て坂を下ったところにある公園でございますが、そこに一部本塩町の地番がついているところがございます。具体的には、土木学会の建物が、新宿区と千代田区の区境にまたぐ形で建っております。ここはかつて国鉄の鉄道敷地であったことから地番がついてございませんでした。このことから、土木学会の法人登記も「新宿区四谷一丁目無番地外濠公園内」と登記されておりました、長らくこのように住所の表示をしておりました。そして、平成5年に国鉄の清算事業団が登記をした際に、「新宿区本塩町24番地」という登記をいたしました。その後も土木会館は「新宿区四谷一丁目外濠公園内」という住所の表示を変えておらず、市販の住宅地図も外濠公園を四谷一丁目に含める形で表示されておりました。そのような中、土木学会から従来通り四谷一丁目としてほしいという要望が区に提出されております。本塩町も四谷一丁目も住居表示未実施地域でございますので、住居表示実施に合わせて町区域変更を行うことも当然考えたところでございますが、再開発事業のスケジュールの関係から、年内に一筆に登録しないとその後の権利変換の手続きに影響が生じることから早急にしてほしいということでしたので、住居表示とはきりはなして、四ツ谷駅前のまちをわかりやすくするために、町区域の変更を先に行うことにいたしました。この二つの町区域の変更については、本塩町及び四谷一丁目の町会役員会にてご説明をさせて頂き、ご了解を得ているところでございます。今回本塩町の住居表示の実施素案については、その部分を除いて検討して頂きたいということでございます。

続きまして、これまでの本塩町地域での取り組みということでもございましたけれども、議題3の資料を1枚おめくり頂きますと、議題3資料-2に、これまでの本塩町地域での取り組みが整理して書いてございますので、こちらをご覧頂きたいと思っております。本塩町につきましては、実は坂町の住居表示の実施の頃から、実施に関するお話しをさせて頂いておりましたが、その頃には四谷駅前の再開発の動きが整理されてからにしてほしいということでしたので、先に坂町で住居表示の実施をさせて頂いたところでございます。本塩町においては、平成26年11月16日に、町会役員会で改めて住居表示の実施に取り組んでいきたいというお話しをさせて頂きました。そして、平成27年1月17日に本塩町町会役員の方や高齢者クラブなどの方を対象に、区の方から呼びかけて、住居表示の必要性や制度説明をさせて頂きました。ここで、住居表示の取り組みについて、地域の皆様にさせていただいて差し支えないというお話しを頂き、平成27年3月25日に住居表示ニュース第1号の配付を全戸配付させて頂いて

おります。そして、5月1日に住居表示ニュース第2号の配付により地域説明会の開催の周知をした上で、5月22日から25日に地域説明会を開催させて頂きました。頂いたご意見やご議論については、6月9日に配付した住居表示ニュース第3号で地域の皆様にご報告させて頂いております。そして、住居表示ニュース第4号で地元審議会委員の公募をさせて頂きまして、本日の第107回住居表示審議会の開催に至りました。事務局からの説明は以上になります。会長、よろしく願いいたします。

- 会長

ただいまの事務局の説明にご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。こういう機会なので忌憚のない意見をどんどん言ってください。

無いようですね。質問のある方がいらっしゃらないようなので、以上で質疑を終了したいと思います。

9. 議題4 本塩町地域での住居表示の検討の進め方について

- 会長

次は、議題4の本塩町地域での検討の進め方に進みたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局

それでは、引き続きまして、私の方から議題4の本塩町地域での検討の進め方についての案についてご説明いたします。お手元にA4で1枚の資料をお配りさせて頂いております。本日、第107回住居表示審議会ということでございますけれども、本塩町地域の住居表示の実施について、区長から諮問させて頂いたところでございます。このあとの具体的な素案をつくるまでの検討にあたっては、地元審議会の地元の委員の方にご議論頂きまして、それをとりまとめて頂いて、基本委員との合同審議会で報告し、それを区長に答申するという流れでこれまでやっておりますので、それを踏まえてご説明させて頂きます。本日このあと、合同審議会の終了後には、地元審議会の委員の方にはこの会場に残って頂いて、第1回本塩町地域の地元審議会を開催させて頂きます。そして、会長と副会長を選出し、今後どういう形で検討していくかということを確認して頂きます。そして、会場等の関係で、大変申し訳ないのですが、10月13日に本塩町の地域交流館で第2回の地元審議会を開催させて頂きたいと思えます。概ね月1回程度を基本に、色々な議題について検討して頂くこととなりますが、資料の右側にふき出して四角に囲っている部分がございます。そちらに書かれているように、実施区域をどうするのか、町の名称をどうするのか、街区割及び街区符号をどうするのか、その他本塩町地域の住居表示の実施に必要な事項をどうしていくか、そして、実施時期をどうするのかということが検討課題になりまして、それらを整理した上で、本塩町地域の実施素案を地元委員の方にまとめて頂きます。ここまで決まるまでに、地元審議会の開催の回数に制限はございませんので、何回開催することに

なるかはわかりませんが、概ね月1回の頻度で開催していきたいと思います。ちなみに坂町地域の場合には、全部で9回、地元審議会を開催しております。本塩町地域の地元審議会できりまとめた実施素案につきましては、事務局の方で、その素案をもとに地域説明会を開催させていただきます。素案の説明を行いご意見等を頂きまして、それを地元審議会の方にお返しをして、実施素案の再検討や見直しが必要かどうかを含めて検討します。そして、見直した内容につきましては、再度地域説明会を行い、そこで頂いたご意見から再度実施素案の見直しを行います。このようにして概ねの地域のご理解を得てから、地元審議会の実施素案を確定して頂きまして、この住居表示審議会の基本委員の皆様へ、地元審議会から報告をして頂きます。そして、住居表示審議会にご確認いただき、よいということであれば、住居表示審議会として区長に答申頂きたいと考えております。答申を頂きますと、区長の方から、一定の手続きを経て、区議会の方に議案として提出いたしまして、議決を頂いたあと、実際の実施業務や告示、現地調査を行い、新旧対照の住所を整理し、実施に向かうという流れになります。この資料の点線で囲ってあるところは、区が進めていく手続になり、実線で囲まれているところが地元審議会でも検討して頂くところになります。

私からの説明は以上になります。会長、よろしくお願いいたします。

- 会長

ただ今の事務局の説明にご意見やご質問がある方は、どうぞ。ございませんでしょうか。

質問する方がいらっしゃらないので、以上で質疑を終了したいと思います。それでは、本日の諮問をうけて、本塩町地域の住居表示実施の具体的な実施素案の検討については、本塩町の地元審議会にお願いしたいと思います。また、今後の地元審議会での検討にあたって、学識経験者のD委員に、専門的な立場から助言などをいただければ、地元審議会でも非常に有意義な検討が行えると思います。D委員、お願いできますか。

- D委員

よろしくお願いいたします。

10.閉会

- 会長

それでは、これで合同の審議会を閉会したいと思います。よろしいでしょうか。これもちまして、第107回新宿区住居表示審議会を終了します。この後、D委員と地元委員の皆様は、引き続き地元審議会を開催しますので、このままお待ちください。よろしくお願いいたします。皆様、ありがとうございました。

午前10時45分開会